

日本輸血・細胞治療学会認定医更新の案内

平成 29 年 5 月 吉日

本制度による認定は更新制であり、認定証の有効期間は 5 年とし、認定時から起算します。
したがって引き続き認定を希望する方は 5 年ごとに登録更新の手続きをしてください。

- (1) 登録更新の手続きは有効期間の最終の年に行うこととします。
- (2) 登録更新申請の資格審査基準：登録更新を行う者は更新申請資格審査基準単位に基づき 5 年間に 50 単位以上を取得していなければなりません（細則第 10 条）。なお登録更新実績報告書への記載は 70 単位以内に収めてください。
- (3) 登録更新の手続き：更新には下記の必要書類を整え、更新申請料（1 万円）及び登録更新料（1 万円）を前納してください。
- (4) 更新用申請書類は次の内容です。①～②はコピーも **1 部ずつ**提出してください。
 - ① 日本輸血・細胞治療学会認定医登録更新申請書（様式 5）
 - ② 日本輸血・細胞治療学会認定医登録更新用実績報告書（様式 6）
 - ③ 更新申請資格審査基準単位の証明となるもの（論文発表は別刷または掲載誌のコピー（A4）、学会発表は抄録のコピー、学会参加は参加証のコピー）
 - ④ 手続き料（2 万円）払い込み受領書のコピー
 - ⑤ 申請書類受書の連絡用ハガキ（切手を貼り、申請者の住所・氏名を記入）

認定更新を申請される際には、すべて以下に示す様式に従って記入し、様式に書き切れない場合は別用紙を次ページに追加してください。

書類は保管の都合上すべて A 4 の大きさに統一し、それより大きいものは縮小コピーし、左上一括して綴じて送付してください。

- 1) 手続き料（申請料，受験料，登録料等）は郵便振替で送金し、
払い込み受領書のコピーを同封してください。

郵便振替：

口座番号 00100-7-651154

加入者名 日本輸血学会認定医制度係

- 2) 申請書類受書の連絡用ハガキ（切手を貼り、申請者の住所・氏名を記入）を同封してください。
- 3) 申請書類送り先（必ず書留・宅急便・LetterPack などでお送りください。）

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-14 ユニテビル 5 階

日本輸血・細胞治療学会事務局あて

TEL 03-5804-2611、FAX 03-5804-2612

（発送後 2 週間以内に書類受書の連絡用ハガキが

返送されない場合は電話で問い合わせてください）

認定登録更新に関する規約の抜粋

日本輸血・細胞治療学会認定医制度規則

(認定医の登録更新)

第 17 条 この制度は更新制とする。したがって認定を引続き希望する者は 5 年ごとに認定医登録の更新をしなければならない。

第 18 条 更新を申請する者は 5 年間に更新申請の資格審査基準を満たす単位を取得しなければならない。

第 19 条 更新には必要書類を提出し、登録更新料を納付しなければならない。

(認定医の取消し)

第 20 条 認定医は、次の各項の理由によりその資格を取消される。

1. 医師の資格を喪失したとき。
2. 学会を退会したとき。
3. 認定医登録の更新をしなかったとき。
4. 認定医としてふさわしくない行為があったとき。

第 21 条 前条第 4 項の判定は、審議会の審議に基づき、学会理事長がこれを行う。

日本輸血・細胞治療学会認定医制度施行細則

(認定医の登録更新)

第 9 条 5 年ごとの登録更新料は、有効期間の最終の年に行う。更新申請料 10,000 円及び登録更新料 10,000 円を納入しなければならない。

第 10 条 5 年間に取得すべき更新申請資格審査基準単位は、次の表により加算して 50 単位以上あるものとする。

更新申請資格審査基準単位

	単位
学会参加 日本輸血・細胞治療学会総会	10
国際輸血学会総会、アメリカ血液銀行協会総会(AABB)等	8
日本輸血細胞治療学会秋季シンポジウム	5
日本血液事業学会総会	5
日本輸血細胞治療学会支部会例会	5
その他の輸血医学関連学会総会、研究会、講演会等*	3
日本医学会総会	3
日本医師会生涯教育講座	2
研究発表** 原著論文(筆頭)	15
同上(共同)	5
その他の論文(筆頭)	5
同上(共同)	3
学会発表(筆頭)	5
同上(共同)	3

* 日本医学会分科会のうち輸血医学に関連のある学会。その他は審議会において審査する。

** 発表内容は輸血医学関連のものに限る。

第 11 条 登録更新には、登録更新申請書、更新用実績報告書、更新申請資格審査基準単位を証明する書類等を提出しなければならない。

日本輸血・細胞治療学会認定医制度審議会申し合せ事項

(認定医取消し後の復活)

第 5 条 やむをえない事情による学会費滞納または登録更新の機会を失したため取消された認定医資格は審査の上、復活を認めることがある。

(特例措置としての認定)

第 6 条 認定医の認定審査にあたり特例とすることが妥当と考えられるときは、審議会で審議し、学会長が裁定する。(疑義の取扱い)

第 7 条 規則等の施行について疑義が生じたときは、審議会の議決によって決定とし、規則等の改正が行われるまで、申し合せ事項とする。

(認定更新時に参加単位の対象となる学会等)

第10条

1. 認定医制度施行細則第 10 条「更新申請資格審査基準単位」表の“その他の輸血医学関連学会総会、研究会、講演会等”とは、以下の学会総会、研究会、講演会とする。

輸血医学関連学会総会

日本医学会分科会

日本血液学会、日本免疫学会、日本人類遺伝学会、日本肝臓学会、日本救急医学会、日本法医学会、日本麻酔学会、日本感染症学会、日本アレルギー学会、日本リウマチ学会、日本産婦人科学会、日本臨床検査医学会

日本移植学会、日本ウイルス学会、

日本医学会分科会以外の学会

日本血栓止血学会、日本自己血輸血学会、

日本組織適合性学会、日本臨床免疫学会、

日本造血細胞移植学会、日本職業・災害医学会、

日本エイズ学会、日本アフェレンス学会、

日本血液代替物学会

国際学会

なし

研究会、講演会

日本輸血・細胞治療学会、および、その支部が

主催、共催、協賛、後援した会

2. 認定医制度施行細則第 10 条「更新申請資格審査基準単位」表の”その他の論文”とは、査読があるものとする。
(平成 29 年 6 月 21 日申し合わせ)